

登録自動車公売参加のご案内

茨城県水戸県税事務所では、下記のとおり期日せり売り方式により登録自動車の公売を行います。
原則として自由に参加して買受できますので、ぜひご検討ください。

※ 公売の内容は、茨城県ホームページにも掲載しています。

HP <https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/choshu/kobai/kobai.html>

記

1 日程等

① 公 売 日 時 (受付及び開始)	令和7年7月15日(火)午後2時から (受付時間:午後1時00分 せり売り説明開始:午後2時00分)
② 場 所	茨城県水戸合同庁舎5階会議室兼厚生室
③ 売却決定の日時	令和7年7月22日(火) 午前10時00分
④ 買受代金納付期限	令和7年7月22日(火) 午後2時00分

2 公売する自動車

売却区分 番 号	見積価額(円)	自動車基本情報	
	公売保証金(円)		
R7-M1	100,000	車 名	トヨタ(カローラフィールダー)
		型 式	DBA-NZE141G
		初 度 登 録	平成22年9月
	10,000	走 行 距 離	31,030km(令和7年5月7日時点)
		車 検 有 効 期 間	令和5年9月8日車検切れ

売却区分 番 号	見積価額(円)	自動車基本情報	
	公売保証金(円)		
R7-M2	140,000	車 名	トヨタ(ハイエースワゴン)
		型 式	CBA-TRH214W
		初 度 登 録	平成28年2月
	15,000	走 行 距 離	213,208km(令和7年6月2日時点)
		車 検 有 効 期 間	令和7年4月30日車検切れ

3 当日必要なもの

別紙1のとおり

4 下見会について

日 時 令和7年6月23日(月)から令和7年7月11日(金)の平日のみ

(各日とも午前9時から12時、午後1時から午後4時まで)

場 所 茨城県水戸合同庁舎(水戸市柵町1-3-1)

下見会希望の方は事前に電話予約のうえ、水戸県税事務所の窓口までお越しください。

買受希望の方は、下見会を強くお勧めします。なお、車両の確認のみで実走(試乗運転)することはありません。

問い合わせ先 茨城県水戸県税事務所 収税第一課

TEL:029-221-6605 (直通)

【当日持参するもの】

1 公売保証金

売却区分番号毎に定められた金額に相当する現金

2 身分証明書

入札に参加される方(代理人を含む)の運転免許証等

3 委任状

代理人がせり売り手続きを行う場合は、代理権限を証する委任状

※法人の従業員などが行う場合も委任状が必要となります

4 収入印紙(200円)

入札者が営利法人又は個人の営業者の場合で、落札できなかった公売財産
(売却区分番号毎)の公売保証金返還を受ける際に必要となります

※水戸合同庁舎 地下 生協売店にて販売しています

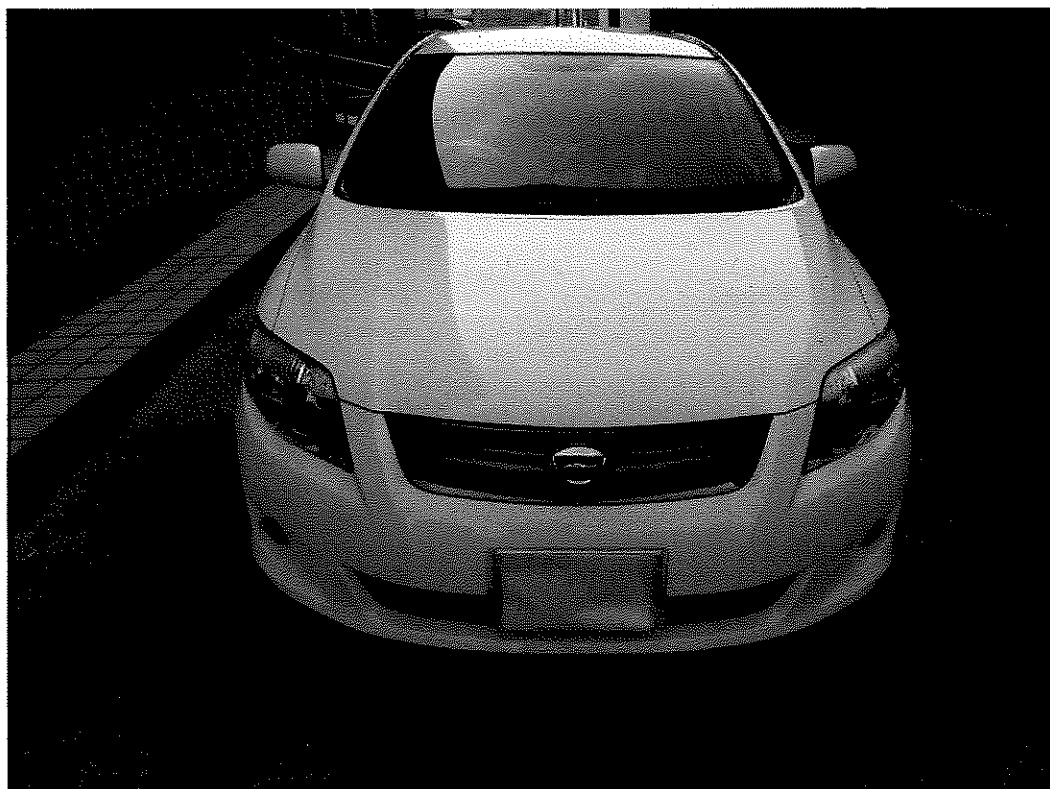
別紙 2 財産の状況

売却区分番号	R7-M1	見積価額	100,000円
		公売保証金	10,000円
財 産 の 表 示			
自動車登録番号	普通自動車 水戸501ま****		
登録年月日	令和1年8月23日		
初度登録年月	平成22年9月		
自動車の種別	小型		
用途	乗用		
自家用・事業用の別	自家用		
車体の形状	ステーションワゴン		
車名	トヨタ		
車台番号	NZE141-*****		
型式	DBA-NZE141G		
原動機の型式	1NZ		
乗車定員	5人		
車両重量	1200kg		
車両総重量	1475kg		
長さ	442cm		
幅	169cm		
高さ	148cm		
前前軸重	720kg		
後後軸重	480kg		
総排気量	1.49L		
自動車検査証有効期限	令和5年9月8日		
燃料の種類	ガソリン		
形式指定番号	15421		
類別区分番号	0040		
走行距離数	31,030キロメートル(令和7年5月7日 車内メーターによる確認)		
ハンドル	右		
ミッション	オートマチック		
車体の色	スーパーホワイト		
定期点検記録簿	新車登録時からの点検整備記録簿あり		
保管場所	茨城県水戸合同庁舎敷地内(水戸市櫛町1-3-1)		
車両等の状況	別紙3のとおり		
その他の事項(引き渡し条件等)	・車両及び装備は、代金納付時の現況有姿により引き渡します。 ・引き渡し場所は、上記保管場所になります。車検切れのため、保管場所からのレッカー車による牽引、仮ナンバー取得による自走などが必要になります。自走できない状態での搬送を想定のうえ、車両の運搬や手配は、買受人自身でご準備ください。 ・車両の移転登録手続きに必要な費用及び買受後の輸送費用は、すべて買受人の負担になります。 ・手続きの詳細は、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局へお問い合わせください。買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が、公売財産の管轄と異なる場合(ナンバープレートの変更が必要な場合)には、買受人が自ら「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に公売財産を持ち込むことができます。 ・なお、車検有効期限切れのため、代金納付後、当該自動車の移転登録(囑託)と同時に、抹消登録ができます。 ・茨城県及び水戸県税事務所は、引き渡した公有財産の種類又は品質に関する不適合について担保責任等を負いません。 ・いかなる場合でも返金、返品及び苦情等については一切受け付けないので、車の状態が気になる方は下見会にて車両の状況を御確認ください。 ・公売により取得した自動車について、車検時等に自動車税の未納がある場合は、道路運送車両法の規定により買受人の負担となる場合があります。 ・対象物件について、消費税法施行令第70の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、茨城県水戸県税事務所が適格請求書を交付します。		

別紙 車両等状況【売却区分番号 R7-M1】

- 付属品等
- ・ 自動車検査証期限切れ。(令和5年9月8日まで)
 - ・ 自動車損害賠償責任保険証明書期限切れ
 - ・ 自動車リサイクル料金預託証明書
 - ・ 取扱説明書
 - ・ 鍵1個
 - ・ 新車購入時からの点検整備記録簿あり
- 装備等
- ・ エアコン(動作確認)
 - ・ カーナビゲーションシステム (動作未確認)
 - ・ ETC車載器 (動作未確認)
 - ・ カーオーディオ(動作確認)
- 車両状況
- ・ 車体、経年劣化による消耗・傷あり(右側後部ドア付近)
 - ・ バッテリーが上がった状態のためエンジン始動には充電又はバッテリー交換が必要です。
 - ・ ドア、パワーウインドウの動作は確認済み。
 - ・ 左前輪のタイヤの空気が抜けた状態です(バルブ付近からの空気漏れと思われます)
 - ・ 事故歴、修復歴は不明です。
- 注意事項
- ・ この車は、自動車検査有効期限切れのため、所有権移転登録と同時に一時抹消登録することになります。使用される場合は、買受人が自ら新規検査及び新規登録の手続を行う必要があります。
 - ・ 記載内容は、水戸県税事務所職員が、目視で確認できた事項のみであり、汚れ傷などの事項を含め正確な内容を保証するものではなく、また、全ての車両状況を確認しているわけではありませんので、記載されている内容以外に動作不良箇所、傷等が存在する場合があることをご了承ください。
 - ・ 画像は、デジタルカメラによる撮影であり、現物と色味が異なることがあります。

別紙3【売却区分番号 R7-M1】



「買受人についての資格その他の要件」 「その他の事項」欄の記載事項

1 買受人の制限

次に該当する方は、公売財産を買い受けることができません。

- (1) 買受人の制限(国税徴収法第92条)、公売実施の適正化のための措置(国税徴収法第108条)等、法令の規定により買受人となることができない方。
- (2) 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有していない方。
- (3) 18歳未満の方。
- (4) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。
- (5) 日本国内に住所がない方、連絡先がいずれもない方。

2 公売にあたっての注意事項

- (1) 公売に先立ち、公売財産の下見会を行います。あらかじめ当該物品を確認した上で参加してください。
- (2) 代理人が公売に参加する場合は、代理権を証する書面(委任状)を提出してください。
- (3) 公売参加を希望する方は、受付をしてから参加してください。受付簿には、個人にあつては住民登録上の住所・氏名を、法人にあつては、商業登記上の所在地・商号を記載してください。本人確認の上、受付番号をお渡しします。
- (4) 受付番号を受取った方は、公売保証金を納付してください。公売保証金の納付後でなければ公売に参加することができません。

3 競り売り公売の進行

- (1) 公売の進行は、競り売り人が行います。
- (2) 公売財産の買受を申込する方は、番号札を競り売り人に見えるように提示しながら、番号と金額を千円単位で口頭によりお知らせください。
- (3) 競り売り人が確認できない場合は、その買受申込みの意思表示は無効となります。競り売り人が分かりやすいように、大きな声でお願いします。
- (4) 競り売りにかかる買受の申込は、競り売り期間中であれば何度でもできます。一度行った競り売りにかかる買受の申込は、変更又は取消しはできません。

4 最高価申込者及び売却決定

- (1) 最高価申込者は、公売財産の売却ごとに決定します。
- (2) 売却区分ごとに競り上げ行った結果、最後の最高価格を3回呼び上げて、それ以上の高価の申込みがない場合に、その価格を最高の価額として、直ちに最高価申込者を決定します。
- (3) 競り売り人の判断で、同時と思われるタイミングで同額の最高価申込みが2人以上からあった場合は、くじにより最高価申込者を決定します。
- (4) 最高価申込者が、その決定前に申込みを辞退した場合には、次に高い価額で買い受けを申込みされる方の価額より再度、せり上げを行います。

5 売却決定の取り消し

次の場合は、競り売りにおける売却決定を取り消します。

- (1) 売却決定後、買受人が買受代金を納付前に、公売財産にかかる差押徴収金について完納の事実が証明された場合。
- (2) 買受人が買受代金を納付期限までに納付しない場合。
- (3) 公売による売却の実施を妨げる行為をした等、国税徴収法第108条第2項の規定に該当した場合。

6 買受代金の納付及び公売財産の引渡し

- (1) 買受人は売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに「水戸県税事務所」にて、買受代金(落札額)を現金にて納付してください。
- (2) 引渡しは、買受代金納付時の現況有姿(現状渡し)で行い、引き渡し場所は、保管場所(水戸合同庁舎内)になります。
- (3) 公売財産の権利移転について登録を要するものについては、所有権移転登録請求書を提出してください。権利移転に伴う費用は、買受人の負担になります。公売財産の権利登録は、令和7年8月6日までに買受人の使用の本拠地を所轄する運輸支局に手続きする必要があります。
- (4) 執行機関は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。
- (5) 一度引渡しをした財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

- (6) 買受人が買受代金を全額納付したときに、危険負担は買受人に移転します。したがって、その後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うことになります。
- (7) 執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。

7 適格請求書(インボイス)の交付について

- (1) 対象物件について、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、適格請求書を交付します。

8 公売保証金の返還

- (1) 公売保証金を納入し公売に参加したが、最高価申込者とならなかった場合は、公売終了後、公売保証金を返還します。
- (2) (1)の場合、営業者については返還を受ける時の領収証に収入印紙(200円)の貼付、消印が必要となります。

9 公売保証金の帰属

- (1) 買受人が、買受代金を納付期限までに納付しないため売却決定が取消されたときは、公売保証金は滞納者の税に充当します。なお、残余がある場合は、滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、水戸県税事務所に帰属します。

10 その他

- (1) 本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- (2) 公売公告の内容は、水戸県税事務所収税第一課で閲覧することができます。
- (3) 買受申込者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ、または不正使用される等により損害賠償を受けた場合、水戸県税事務所は何ら補償しません。
- (4) 会場内における携帯電話の使用(通話以外の用途を含む)は禁止とさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。
- (5) 競り売りの進行中に退場された場合は、原則として再入場はできません。

委 任 状

令和 年 月 日

茨城県水戸県税事務所長 殿

(委任者) 住 所

氏 名

電 話

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者) 住 所

氏 名

電 話

委任事項

令和7年7月15日公売に関する

- 1 公売保証金の納付の権限
- 2 せり売りに係る買受申込みの権限
- 3 公売保証金の返還にかかる受領の権限
- 4 上記1～3に附帯する一切の権限